

日本標準産業分類の一般原則（「分類の基準」）における主要部分の変遷

改定時期等	「分類の基準」における主要部分の記載内容	補 足
設定（1949年、S24年）	分類の基準は大抵の国に現存している経済構造によったので、作業の技術、原材料の性質又は用途とかいったような単一の原則にはより得ない。 [以上は、「分類上の一般原則」のまえがき部分に記載]	
第1回改定（1951年、S26年）	同 上	
第2回改定（1953年、S28年）	同 上	
第3回改定（1954年、S29年）	同 上	
第4回改定（1957年、S32年）	(1) 生産される物または提供されるサービスの種類 (2) 事業所の技術的構造、原材料の性質 [以上は、「第2項 標準産業分類」に記載]	
第5回改定（1963年、S38年）	同 上	
第6回改定（1967年、S42年）	同 上	
第7回改定（1972年、S47年）	同 上	
第8回改定（1976年、S51年）	同 上	
第9回改定（1984年、S59年）	(1) 生産される財貨または提供されるサービスの種類 (2) <u>財貨生産又はサービス提供の方法（設備、技術など）</u> (3) <u>原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類</u> [以上は、「第3項 分類の基準」に記載]	○ 現行の記載の原型が記載 ○ 第4回改定時の(2)が分離され、新たに左記の(3)が追加
第10回改定（1993年、H5年）	同 上	
第11回改定（2002年、H14年）	(1) <u>生産される財貨または提供されるサービスの種類（用途、機能など）</u> (2) 財貨生産又はサービス提供の方法（設備、技術など） (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類 [以上は、「第3項 分類の基準」に記載]	左記の(1)が需要側の内容であることをより明確にするために（用途、機能など）が追加
第12回改定（2007年、H19年）	(1)及び(2)の（財貨 → 財）への変更以外は上記と同じ。	
第13回改定（2013年、H25年）	第12回改定に加え、（など → 等）の表記の変更以外は第11回改定時の記載と同じ。	

※ 第10回改定までの改定に向けた検討会等の議事録が見当たらないため、その回までの改定に関する議論の内容は確認できない。

改定に向けた検討会等における「分類の基準」に関連する発言の内容

【第11回改定時】

[発言1] 現在分類の基準として3つ掲げられているが、その3つの基準が統一されて適用されているということは、実際にはない。ある意味では、分類された項目が先にあって、その項目がどのような基準で分類されているのか、それを解釈するとすればこういう基準になるという形で分類基準が作られたような節がある。(第1回産業分類検討会：座長)

[発言2] 財及びサービスの用途が我が国の分類基準から抜けていて、強いて解釈すると、(1)の生産される財貨又は提供されるサービスの種類を用途と読み替えるということになると思うが、そこには多少の無理がある。用途分類、機能分類にまで少し視野を広げて分類基準を何か設定できないか。その設定をすることによって、今回の産業分類の改訂が非常に分かりやすく説明し得るものになれば、これは大変望ましいことだと思う。

(第10回産業分類部会：部会長)

[発言3] (3)のところにサービスの対象と書いてあるものは何か。種類ではなく、用途、機能は上に入っているから、ここに書いてある対象は、上に書いてあることとはどうも違うものを想定している。

(第14回産業分類部会：専門委員)

[発言4] (3)の方は、小分類や細分類の段階で、事業所向けか個人向けかというところを想定しているのだろう。

(第14回産業分類部会：事務局)

[発言5] サービスの対象の種類を作るときに、対事業所サービス、対個人サービスという分け方をする。

(第14回産業分類部会：専門委員)

[発言6] 実は種類は、部会の審議でここまで止めざるを得なかった。もう少しクリアにしておくべきところだと言われていた。

(第14回産業分類部会：部会長)

※ 「産業分類検討会」は政策統括官室が設置した検討組織であり、「産業分類部会」は統計審議会の下部組織である。「産業分類部会」は、「産業分類検討会」の検討結果を審議した。

「分類の基準」における部分的な解釈

1. (3)の「サービスの対象」

「サービスの対象」が追加されたのが第9回改定時であるが、議事録等が残っていないためにその具体的な経緯は不明である。しかしながら、前ページの[発言5]を参考にとサービスを受ける需要者としての「事業者」か「個人」かの区分を想定していたとも考えられる。

この区分に関連して、例えば、現行のJSCでは以下のような分類がある。

【例1】

○大分類：N「生活関連サービス業、娯楽業」 ← 概ね個人向け

[総説]の記載：

この大分類には、主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。

○大分類：R「サービス業（他に分類されないもの）」 ← 概ね事業者向け

【例2】

○細分類：6411「消費者向け貸金業」 ← 概ね個人向け

○細分類：6412「事業者向け貸金業」 ← 事業者向け

【例3】

○小分類：691「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」 ← 概ね事業者向け

[説明文]の記載：

上記の小分類の3つの細分類（貸事務所業、土地賃貸業、その他の不動産賃貸業）には、対象が事業所であることが記載。

○小分類：692「貸屋業、貸間業」 ← 概ね個人向け

2. (3)の「取り扱われるもの（商品等）の種類」

「取り扱われるもの（商品等）の種類」とは、サービスで取り扱われる商品等の種類のことと想定され、その場合には、「卸売業、小売業」において扱われる商品が代表的である。これらの商品のほかに、K「不動産業、物品賃貸業」で扱われる不動産や物品も該当すると思われる。

これらの商品等の実際の分類をみると、下位分類を中心に概ね用途や機能の類似性により設定されていると思われ、需要側の視点による基準として理解できるとと思われる。